

様式第1号（第3条関係）

我孫子市農業委員会委員候補者の推薦書（個人用）

我孫子市長 あて

年 月 日

【推薦をする者】

氏 名	
住 所	
電話番号	
職 業	
年 齢	歳
性 別	男 ・ 女

(注) 複数の者が共同で推薦をする場合は、上の欄を適宜追加し、又は別紙に記載し添付してください。その際には、推薦書の提出に関する一切の権限を有する代表者を指定し、その者の氏名欄に「代表者」と併記してください。

我孫子市農業委員会委員の候補者として次の者を推薦します。

また、この推薦について、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により、公表されることに同意します。

【推薦を受ける者】

氏 名			
住 所			
電話番号			
職 業			
年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
経 歴			

<p>農業経営 の状況</p>	
<p>推薦の理由</p>	
<p>1 推薦を受ける者が認定農業者等であるか否かの区分 次のうち、該当するものに○印を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認定農業者である個人 (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人 (使用人である場合は、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者であること。) (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない。 	
<p>2 準ずる者であるか否かの区分 推薦を受ける者が、上記1の(3)に該当する場合は、次のうち、該当するものに○印を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去に上記1の(1)又は(2)に該当していた者 (2) 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族 (3) 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。（4）において同じ。）である個人 (4) 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下同じ。） (5) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員 (6) 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの (7) 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人 (8) 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者 	

<p>(9) 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（(10)において「基本構想水準到達者」という。）である個人</p> <p>(10) 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人</p> <p>(11) (1)から(10)までのいずれにも該当しない。</p>
<p>3 推薦をする者が当該推薦を受ける者について、我孫子市農業委員会が募集している農地利用最適化推進委員の推薦をしているか否かの区分 次のうち、該当するものに○印を付けてください。</p> <p>(1) 推薦をしている。</p> <p>(2) 推薦をしていない。</p>

推薦を受ける者の同意

<p>1 農業委員会委員の候補者として推薦を受けることに同意します。</p> <p>2 この推薦について、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により、公表されることに同意します。</p> <p>3 この推薦書の記載事項及び次の事項の該当の有無について官公署等に調査・照会することに同意します。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 暴力団員等である者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者</p> <p>(4) 市税を滞納している者</p> <p style="text-align: center;">署名（自筆）_____</p>
--

【添付書類】

推薦を受ける者（我孫子市に住民基本台帳に記録されている者を除きます。）の住民票の写し（発行後3か月以内のものであって、本籍地が記載されたものに限ります。）